

平成 31 年 3 月 22 日

## 株式会社エナキスの託送供給約款を認可しました

関東経済産業局は、株式会社エナキス（法人番号 4100001010083）から提出のあった託送供給約款認可（補正）申請について、平成 31 年 3 月 22 日、ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 48 条第 4 項の規定に基づき認可しました。

### <経緯>

関東経済産業局（以下、「当局」という。）は、ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 48 条第 1 項の規定に基づく託送供給約款の認可申請を、平成 30 年 11 月 29 日に株式会社エナキス（以下「申請者」という。）から受理しました。（※）

当局から電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）に対して意見を求めたところ、委員会における審査を経て一部修正が必要との回答がありました。それを踏まえ当局では「託送供給約款認可申請に係る査定方針」（以下「査定方針」という。）を取りまとめ、平成 31 年 2 月 27 日付けで申請者に対して申請内容の補正を指示しました。

同日、申請者から補正申請書の提出があり内容を確認したところ、「査定方針」に則した修正が行われていることが確認できたため、平成 31 年 3 月 22 日、認可しました。

（※）平成 30 年 11 月 29 日付けニュースリリース

[https://www.kanto.meti.go.jp/annai/hodo/data/20181129takusou\\_press.pdf](https://www.kanto.meti.go.jp/annai/hodo/data/20181129takusou_press.pdf)

### <参考>

- ・ 託送供給約款認可（補正）申請書及び託送供給約款認可申請に係る査定方針につきましては、当局のホームページ（以下URL）を御覧下さい。

<https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/gas/20190322takusou.html>

（本発表資料のお問合せ先）

関東経済産業局

資源エネルギー環境部 ガス事業課長 酒寄 仁司

担当者：高橋、白井

電話：048-600-0393（直通）

F A X：048-601-1298